



余裕財産の算出方法案示される ～社福の内部留保、地域の公益活動に還元へ～

◆16日、第6回社会保障審議会福祉部会（部長：田中滋／慶大名誉教授）が開催され、社福の再投下対象財産（以下「余裕財産」という。）の算出方法案が厚労省より示されました。前号で既報のとおり、社福の余裕財産の明確化が同部会で示されているところですが、余裕財産を算出するにあたって「事業継続に必要な財産」である「控除対象財産」の範囲の検討が進められてきました。

余裕財産の算出方法は下記の通りですが、生じた余裕財産を福祉サービスの充実や地域の福祉ニーズに即した「地域公益活動」へ活用することが義務付けられる方針で、再投下までのプロセスも併せて示されています。具体的には各法人が投下計画を作成し、所轄庁の審査を受けた上で計画を実施するという流れで、新たに事業を開始したり事業内容を変更する場合には新たに所轄庁の承認が必要とされています。再投下計画策定にあたっては、各事業ごとにその内容、実施期間、計画全体にかかる投下総額及び内訳、各年度の積立額及び支出額等を記載することなども検討されているようです。

今回の厚労省の提案に対して、委員からはおおむね前向きな意見が示されている模様で、今後は「地域公益活動」の具体的な内容を審議していくようです。（参考：厚労省HP／CBニュース／朝日新聞）

＜余裕財産の算出方法＞

《社福の全ての財産》

負債・基本金
国庫補助等特別積立金を除く

《控除対象財産》

- ①社会福祉法に基づく事業に活用している不動産等
⇒土地、建物、設備
- ②再生産に必要な財産
⇒建替、大規模修繕、設備等の更新
- ③必要な運転資金
⇒事業未収金、緊急の支払や当面の出入金のタイムラグ

余裕財産

障害福祉サービス報酬 ～人材育成のための処遇改善へ～

◆先月29日、2015年度の障害福祉サービス等の報酬改定に向けた議論を進めている検討会が開催され、これまでの関係団体からのヒアリングを終え、職員の人材確保と処遇改善の議論が始まりました。

処遇改善に関しては福祉・介護分野の平均賃金が全産業に比べて低い傾向にあることなどを示し、今年6月に処遇改善を進めるための法律が成立したことなどが紹介されています。厚労省は今後の議論に際して「賃金の高低の議論よりも資質向上や雇用管理の改善を通して社会的、経済的な評価を高める方が安定的な処遇改善につながるはず」との論点を示しているほか、委員からも同様の意見が上がっている模様で、処遇改善を人材育成にどうつなげていくかが議論のポイントになっています。

また、処遇改善の進行状況を検証した2013年度の「処遇状況等調査結果」も示され、回答のあった6,186施設・事業所（以下「事業所」という。）のうち給与を引き上げたとする事業所が約65%に達していることが示されています。また処遇改善加算の届出をした事業所における加算対象職員の平均給与額は258,044円で2012年度の調査よりも7,375円増となっており、ある程度処遇改善が進んでいることが明らかになっています。

今後、これまで聴取した意見や今回の調査結果を踏まえた検討が進められ、来年1月を目途に報酬改定案が取りまとめられることとなります。（参考：厚労省HP／福祉新聞）

学童の支援員研修案公表 ～16科目・24時間で質向上へ～

◆来年4月から放課後児童支援員が新設されますが、厚労省は先月29日、その研修内容を示したガイドライン案を「放課後児童クラブの質の向上のための研修企画検討会」（座長：松村祥子／放送大名誉教授）に示しました。

これによると「認定資格研修」は16科目、24時間で学童保育の目的や制度、子どもの発達への理解などの内容を学ぶ科目が盛り込まれています。研修は都道府県などが実施して修了者を認定し、全国共通で通用する都道府県知事名の修了証が交付されます。案は都道府県に事務連絡され、今年度末に厚労省局長通知が出される模様です。

学童保育の待機者も問題となる中、政府は定員を増やす方針を示していますが、今回のガイドライン案を通して質向上も図っていけるかが、注目されます。（参考：厚労省HP／福祉新聞）

主な研修科目

- 障害児の理解
- 子どもの遊びの理解と支援
- 保護者との連携・協力と相談支援
- 安全対策・緊急時への対応 ●職場倫理